

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和5年度関税改正の概要及び論点
著者 / 所属	林 一喜 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	453号
刊行日	2023-2-8
頁	33-43
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230208.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和5年度関税改正の概要及び論点

林 一喜

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和5年度関税改正の概要
 - (1) 暫定税率等の適用期限の延長等
 - (2) 個別品目の関税率の見直し
 - (3) 急増する輸入貨物への対応
 - (4) 知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大
 - (5) 入国者の携帯する加熱式たばこに係る簡易税率の新設
 - (6) 納税環境の整備
 - (7) その他
3. 令和5年度関税改正の主な論点
 - (1) 暫定税率の在り方
 - (2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ等をめぐる課題
 - (3) 急増する輸入貨物への対応の在り方
 - (4) 知的財産侵害物品の取締りをめぐる課題

1. はじめに

令和5年度の関税率及び関税制度の改正については、財務大臣の諮問機関である関税・外国為替等審議会¹（以下「審議会」という。）が、令和4年10月から計4回にわたって審議を重ね、12月16日に「令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」（以下「令和5年度答申」という。）を取りまとめた。同答申を踏まえ、与党税制改正大綱²が同日に決定され、12月23日に政府税制改正大綱³が閣議決定された。

本稿では、令和5年度関税改正の概要を紹介するとともに、その主な論点について整理

¹ 関税・外国為替等審議会には、その所掌事務のうち、関税率の改正その他の関税に関する重要事項の調査審議等を行う「関税分科会」が設置されており、主な審議は同分科会で行われている。

² 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」（令4. 12. 16）

³ 「令和5年度税制改正の大綱」（令4. 12. 23閣議決定）

する。なお、本稿における「令和5年度関税改正」とは、与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱で示された令和5年度の関税改正の案であり、審議会資料を中心にその内容を整理することとする。

2. 令和5年度関税改正の概要

(1) 暫定税率等の適用期限の延長等

ア 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定め、基本税率⁴を暫定的に修正する税率であり、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）で定められている。我が国では、暫定税率の水準や必要性を見直すため適用期限を1年とし、毎年度、延長の適否等を検討している。

令和5年度関税改正では、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、令和5年3月31日に適用期限が到来する412品目に係る暫定税率の適用期限を令和6年3月31日まで1年延長することとしている。

イ 特別緊急関税制度の適用期限の延長

特別緊急関税制度（SSG：Special Safeguard）は、平成6年のウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として平成7年度に導入された制度である。当該農産品の輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、自動的に関税率を引き上げるものであり、輸入急増時等の安全弁としての役割を果たしている。SSGは、暫定税率と一体的な制度として適用期限が1年とされており、毎年度、延長の適否等が検討されている。

SSGに係る品目は、EPA等の交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることを踏まえ、令和5年度関税改正では、SSGについて、暫定税率と同様に令和5年3月31日までとなっている適用期限を令和6年3月31日まで1年延長することとしている。

ウ 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ

加糖調製品は、砂糖に砂糖以外の食品素材を混合したものであり、菓子類、飲料等の原料として使用されている。平成2年の輸入自由化以降、加糖調製品の輸入量は価格優位性を背景に大幅に増加している。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）における加糖調製品に係る関税割当制度⁵の導入等により、国内産糖の支援に対する影響が懸念されたため、TPP11発効時（平成30年12月30日）、糖価調整制度⁶におけ

⁴ 基本税率は、中長期的な観点から内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であり、関税率法（明治43年法律第54号）で定められている。

⁵ 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率の関税（一次税率）を適用することで需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、一定の輸入数量の枠を超える分については、比較的高税率の関税（二次税率）を適用することで国内生産者の保護を図るものである。

⁶ 糖価調整制度は、安価な外国産原料糖の輸入者から調整金を徴収し、これを原資として国内の生産者及び製

る調整金の対象に加糖調製品が追加された⁷。これにより実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、加糖調製品と国産の砂糖との間には依然として価格差がある。

令和5年度関税改正では、令和5年度のT P P 11税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金収入の拡大を可能とし⁸、両者の価格差を更に縮小するため、加糖調製品のうち6品目について、暫定税率を引き下げることとしている（図表1）。

図表1 加糖調製品に係る暫定税率引下げ

主な品名	現行税率	改正案	引下げ幅	(参考) 令和5年度 TPP11税率	主な品名	現行税率	改正案	引下げ幅	(参考) 令和5年度 TPP11税率
ココア粉	23.1%	<u>21.7%</u>	▲ 1.4%	21.6%	コーヒーのエキス	12.1%	<u>9.7%</u>	▲ 2.4%	9.6%
ココアの調製品	23.0%	<u>21.9%</u>	▲ 1.1%	21.8%	たんぱく質濃縮物	11.5%	<u>9.6%</u>	▲ 1.9%	9.5%
ミルクの調製品	24.4%	<u>23.4%</u>	▲ 1.0%	23.3%	乳糖を含有する調製食品	24.4%	<u>23.4%</u>	▲ 1.0%	23.3%

(出所) 政府税制改正大綱等を基に筆者作成

エ 航空機部分品等免税制度の適用期限の延長

航空機部分品等免税制度は、航空宇宙産業における国際競争力の強化等に資するため、①航空機の部分品・素材、②人工衛星等の部分品・素材等のうち、国産化が困難と認められるものについて、その関税を免除する制度である。航空機部分品等の免税は昭和26年度、宇宙開発用物品の免税は昭和48年度に導入された。

我が国の航空機産業と宇宙産業においては、国際共同開発への参画等が進められており、国際競争力の更なる強化が必要である。その製造に際し、国産化が困難な部分品等は輸入に依存しており、同制度による免税輸入はコスト軽減に資するものとなっている。

令和5年度関税改正では、令和5年3月31日までとなっている同制度の適用期限について、令和8年3月31日まで3年延長することとしている。

オ 加工再輸入減税制度の適用期限の延長

加工再輸入減税制度は、我が国から原材料として輸出された貨物が外国で加工を受け又は組み立てられ、輸出の日から原則1年以内に製品として輸入される場合、その製品に課される関税のうち原材料相当分の関税を軽減する制度であり、昭和44年度に導入された。現在、対象となる輸入製品は、皮革製品、繊維製品、革製履物の甲となっている。

我が国の繊維・皮革産業においては、同制度による再輸入を通じて国産原材料の利用促進と生産コストの削減による産業全体の活性化及び競争力の強化を図っている。

令和5年度関税改正では、令和5年3月31日までとなっている同制度の適用期限について、令和8年3月31日まで3年延長することとしている。

糖事業者を支援する制度である。

⁷ 「総合的なT P P等関連政策大綱」（平29. 11. 24T P P等総合対策本部決定）に基づく。

⁸ WTO協定税率（WTO協定上の関税率の上限）と暫定税率との差分が、調整金として徴収されるため、暫定税率を引き下げると、調整金収入が拡大することとなる。

(2) 個別品目の関税率の見直し

ア プロポリス原塊

プロポリス原塊⁹は、関税率表第0511.99号の「食用ではない動物性生産品」に分類されていたところ、令和元年9月のHS委員会¹⁰における分類決定を受けて第0410.90号の「昆虫類その他の食用の動物性生産品」へと分類変更されることとなる。

HS委員会の分類決定に基づく変更後に適用される実行税率（WTO協定税率）は、1.5%から9%へ引き上げられることとなり、輸入者、ひいては消費者に過度な税負担が生じることとなる。令和5年度関税改正では、分類変更による過度な税負担を避ける観点から、プロポリス原塊について、税細分を新設し、引き続き、現行と同水準の関税率を設定することとしている。

イ セルラーバンブーパネル

セルラーバンブーパネル¹¹は、関税率表第4418.92号の「セルラーウッドパネル」に分類されていたところ、令和4年3月のHS委員会における分類決定を受けて第4418.91号の「建具及び建築用品のうち竹製のもの」へと分類変更されることとなる。

HS委員会の分類決定に基づく変更後に適用される実行税率（WTO協定税率）は、5%から3.9%へ引き下げられることとなり、価格面において輸入品が優位となる。令和5年度関税改正では、国内産業保護の観点から、セルラーバンブーパネルについて、税細分を新設し、引き続き、現行と同水準の関税率を設定することとしている。

(3) 急増する輸入貨物への対応

電子商取引（EC）市場規模の拡大や、ECプラットフォーム事業者が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大に伴い、輸入申告件数が年々増加している¹²。特に、ECサイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物（以下「通販貨物」という。）の取扱件数が急増している。また、ECプラットフォーム事業者等が提供するフルフィルメントサービス¹³を利用して日本国内で販売することを予定した貨物（以下「FS利用貨物」という。）の輸入も目立っている。

通販貨物及びFS利用貨物が急増する中、航空貨物等による不正薬物等の密輸が多数摘発されているほか、FS利用貨物については、非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、いわゆるなりすましにより輸入を行う事案が発生している。また、FS利用貨物に関して、輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在していない

⁹ ミツバチが植物の分泌物やミツバチ自身の分泌物等を練り合わせて、巣に作る粘土状の物質。

¹⁰ 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）に基づき世界税関機構（WCO）に設置されている委員会。品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、条約加盟国からの提案に基づき、個別物品の分類についての検討等を行っている。

¹¹ 芯材を平行又は格子状に空間をもって並べ、その両面に竹製の合板等を貼り合わせた構造の建具及び建築用品。なお、セルラーウッドパネルは、当該合板部分が木製である。

¹² 航空貨物の輸入申告件数は、令和元年の約4,200万件から令和3年の約8,700万件へと約2倍に増加し、海上貨物の輸入申告件数も、令和元年の約400万件から令和3年の約800万件へと約2倍に増加した（関税・外国為替等審議会関税分科会（令4.11.24開催）における配付資料「資料2-2）急増する輸入貨物への対応」）。

¹³ ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する、国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス。

中で、仕入書（インボイス）に記載した不当に低い価格で輸入申告することにより関税等の支払いを免れるほ脱事案が顕在化している。令和5年度関税改正では、急増する輸入貨物への対応として、以下の措置を講ずることとしている。

ア 輸入申告項目の追加

貨物を輸入しようとする者は、必要な事項¹⁴を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。輸入貨物が急増する中、通販貨物やF S利用貨物を申告情報から特定し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づく審査・検査を実施する必要がある。しかし、現行の輸入申告項目では、通販貨物やF S利用貨物であることを把握するために有益な情報が十分に得られない。

税関においてリスクに応じた審査・検査を実施する観点から、令和5年度関税改正では、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か¹⁵」及び「国内配送先」を追加することとしている。

また、なりすましによる不適切な輸入を行っている場合等への対策として、「輸入者の住所及び氏名」を輸入申告項目に追加することとしている。これにより、輸入者を偽って輸入する行為が虚偽申告輸入罪¹⁶の対象となり、不適切な輸入を防止する効果が見込まれる。

イ 税関事務管理人制度の見直し

F S利用貨物について、非居住者が自ら輸入者となって貨物を輸入する場合、輸入申告等の事務を処理させるため、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定める必要がある¹⁷。しかし、非居住者が税関事務管理人を定めずに国内居住者に輸入代行を依頼することがある。この場合、輸入代行を依頼された国内居住者は、名義を貸すのみで取引の実態を把握していないため、税関の審査や事後調査において申告内容や取引の詳細等を十分に確認することができない。

令和5年度関税改正では、税関長が税関事務管理人を通じて非居住者に連絡できるようにすることで審査等の実効性を高めるため、①税関事務管理人の届出がない場合、税関長が非居住者に対し、税関事務管理人に処理させる必要があると認められる事項¹⁸を明示し、期限を指定して税関事務管理人の届出を求めること、②期限までに届出がない場合に、税関長が、一定の国内関連者¹⁹を税関事務管理人として指定することを可能とする等の規定の整備を行うこととしている。

また、税関長が適切な者を税関事務管理人として指定できるよう、非居住者が税関事

¹⁴ 現行の輸入申告項目には、貨物の品名、数量、価格、適用税率、所属区分（税表番号）、原産地及び積出地、仕出人の住所及び氏名、貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称、貨物の蔵置場所等がある。

¹⁵ E Cプラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は、「E Cプラットフォームの名称」を含む。

¹⁶ 輸出入の申告又は検査に際し、偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出して輸出入する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされている。

¹⁷ 税関事務管理人が処理する事務には、税関から受領した書類の非居住者への送付、貨物検査への立会い、関税の納付等がある。

¹⁸ 税関長から受領した書類の当該非居住者への送付、当該非居住者から受領した書類の税関長への提出。

¹⁹ 非居住者と資本関係がある等特殊な関係を有する者、関税の税額等の計算の基礎となるべき事実について非居住者との契約により密接な関係を有する者、非居住者が利用するE Cプラットフォーム事業者等。

務管理人を定めた場合の届出項目に「届出者（非居住者）の事業」、「届出者（非居住者）と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、届出を行う非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求めることとしている。

（４）知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大

商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法（平成5年法律第47号）に違反する物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は、関税法（昭和29年法律第61号）上「輸入してはならない貨物」と規定されており、税関における取締対象となっている。税関において知的財産侵害物品の疑いのある貨物（以下「疑義貨物」という。）を発見した場合、税関長は認定手続を開始し、権利者及び輸入者が提出した証拠・意見に基づき、知的財産侵害物品であるか否かの認定を行う²⁰。

認定手続においては、輸入者から証拠・意見の提出がない場合がほとんどであること等を踏まえ、平成19年に簡素化手続が導入された。簡素化手続においては、輸入者が侵害の該否を争わない場合に、税関長は、権利者に証拠・意見を提出させることなく侵害の該否を認定することとなっている。その対象は、輸入差止申立て²¹が受理された貨物となっている。ただし、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物は、簡素化手続導入時に輸入差止件数が少なかったこと²²等から、対象には含められなかった。

近年の越境E Cの進展等に伴い、特許権及び意匠権に係る輸入差止申立件数及び輸入差止件数は増加しており²³、権利者にとって、証拠・意見の提出に伴う業務等の負担が大きくなっている。権利者、輸入者及び税関の事務負担の軽減等に資する観点から、令和5年度関税改正では、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密を簡素化手続の対象に追加することとしている。

（５）入国者の携帯する加熱式たばこに係る簡易税率の新設

入国者が携帯して輸入する貨物については、通関手続の迅速化を目的として、簡易税率²⁴が設けられている。ただし、加熱式たばこには簡易税率の適用はなく、携帯品免税の範囲を超える部分について、関税、たばこ税、消費税及び地方消費税が課されている。通関手続において、特にたばこ税額の計算方法が複雑であることから、課税処理に時間を要して

²⁰ 認定手続を開始する際、税関長は、権利者及び輸入者に対し、認定手続が執られた貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かについて証拠等を提出できる旨を通知する。認定手続を経て、当該貨物が知的財産侵害物品に該当すると認定した場合、税関長は当該貨物を没収することができる。知的財産侵害物品に該当する貨物を輸入した者は、関税法で定める罰則の対象となる。

²¹ 自己の知的財産権を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合などには、権利者は税関長に対し、当該貨物について認定手続を執るべき旨の申立て（輸入差止申立て）を行うことができる。

²² 平成17年における知的財産侵害物品の輸入差止実績を見ると、その97.9%が商標権侵害物品であった（関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」（平18.12.14））。

²³ 特許権及び意匠権に係る輸入差止申立件数は近年緩やかに増加し、輸入差止件数は平成28年以降に特に増加している。なお、実用新案権及び保護対象営業秘密に係る輸入差止申立て及び輸入差止実績はほとんどない。

²⁴ 関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出された税率。

おり、入国者にとっても課税額の予見可能性が低いという問題がある。

令和5年度関税改正では、迅速通関等の観点から、加熱式たばこに係る簡易税率を新設し、課税対象としてスティック型及びリキッド型を区分した上で、スティック型15円／本、リキッド型50円／個の税率を規定することとしている。

なお、令和5年10月の酒税率の変更（ワイン90→100円／ℓ、清酒110→100円／ℓ等）を踏まえ、入国者の携帯するアルコール飲料に係る簡易税率の水準について検討が行われた。検討の結果、酒税率の見直しによる税率の変化分が100円／ℓに満たない²⁵ことから、令和5年度関税改正では、現行水準（蒸留酒（焼酎等）300円／ℓ、その他のもの（ワイン等）200円／ℓ）を維持することとしている。

（6）納税環境の整備

ア 無申告加算税制度の見直し

関税においては、期限後の特例申告や税関長による税額等の決定があった場合等に、内国税と同様の割合（納税額の15%（納税額が50万円を超える部分は20%））の無申告加算税を課すこととされている。

令和5年度税制改正では、内国税の無申告加算税制度に関し、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額が300万円を超える部分に係る無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げることとしている²⁶。また、前年及び前々年の国税について無申告加算税等²⁷を課される者が行う更なる無申告行為に対する無申告加算税等を10%加重する措置を整備する²⁸こととしている。

内国税の改正の状況を踏まえ、輸入者による適正な申告を確保する観点から、令和5年度関税改正においても、納税額が300万円を超える部分に係る関税の無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げることとしている（図表2）。また、前年及び前々年の関税について無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に対する無申告加算税等を10%加重する措置を整備することとしている。

図表2 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
現 行	15% (10%)	20% (15%)	
改 正 案	同上	同上	30% (25%)

※括弧内の割合は、調査通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後特例申告書の提出又は修正申告に基づく無申告加算税の割合。

（出所）審議会資料を基に筆者作成

²⁵ アルコール飲料については、入国者の利便のため100円刻みで簡易税率が設定されている。

²⁶ 高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には、適用しない。

²⁷ 仮装・隠蔽によって納税申告をしていなかった場合に課される重加算税を含む。

²⁸ 本措置と、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が再び無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合に課される無申告加算税又は重加算税の10%加重措置の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。

イ 関税関係帳簿書類の電子保存制度の見直し

輸出入業者は、貨物に係る必要事項を記載した帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）を備え付け、保存する必要がある。ただし、関税関係帳簿に記載すべき事項が記載された輸入許可書等を保存する場合は、当該事項の関税関係帳簿への記載省略が可能である。

輸入許可書等の保存による関税関係帳簿の代用は、輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)²⁹から送信される輸入許可通知等の電磁的記録の保存によっても可能である。

令和5年度関税改正では、関税関係帳簿の代用とする輸入許可通知等の電磁的記録の保存について、改ざん防止措置等の保存要件³⁰に従うべき旨を政令において明確化することとしている。また、内国税の改正の状況を踏まえ、関税関係書類をスキャナ保存する場合において求められる保存要件等を緩和することとしている。

(7) その他

ア 植物防疫法の改正に伴う保税関連の規定の整備

関税法上、外国貨物を置くことができる場所は保税地域に制限されている。ただし、外国貨物の特殊性により保税地域に置くことが困難である場合等があるため、政令で定める貨物等については、同地域外に置くことが可能となっている。検疫検査のために港又は飛行場の植物防疫所等に置かれる輸入植物等については、植物防疫官による適切な管理が行われていること等を踏まえ、「保税地域外に置くことができる貨物」として規定されている。

国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定等に伴い、植物防疫法（昭和25年法律第151号）が改正され³¹、中古農業機械等が検疫検査の対象となった。令和5年度関税改正では、輸入植物等と同様に扱うことができるよう、政令上の対象貨物に中古農業機械等の検疫指定物品を追加することとしている。

イ 保税蔵置場の許可手数料等に係る納付期限の緩和

保税蔵置場³²の許可を受けた者は、保税蔵置場の面積に応じ、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）で定められた額の手数料を1か月ごとに毎月納付する必要がある。当該手数料については、許可期間の初月分は許可の日から10日以内までに納付するなどの必要がある。初月分の納入告知書は、許可の日以後最初の開庁日に発送手続きを行い、その翌開庁日に発送されるため、納付期限までの実質的な日数は10日より短い。また、郵便法（昭和22年法律第165号）の改正³³による送達日数の繰下げ等で納付期限までの日数が更に短くなっている。

²⁹ 入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。

³⁰ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存と同じ保存要件。輸出入業者は、電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録等を保存しなければならないこととされており、これらの電磁的記録の備付け及び保存は、財務省令で定める要件（改ざん防止措置、検索機能の確保等）に従って行うこととされている。

³¹ 「植物防疫法の一部を改正する法律」（令和4年法律第36号）

³² 保税蔵置場は、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可した場所であり、外国貨物を積卸し、又は蔵置（原則2年、延長可能）することができる。

³³ 「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第70号）

令和5年度関税改正では、手数料を納付するための十分な期間を確保する観点から、初月分の納付期限を許可の日から20日以内とする等の規定の整備を行うこととしている。

3. 令和5年度関税改正の主な論点

(1) 暫定税率の在り方

審議会は平成25年1月、暫定税率を基本税率化するには暫定税率として設定されてきた経緯等を考慮する必要がある等の論点整理を取りまとめた³⁴。一方で、過去の国会審議においては、暫定税率が長期間設定され続けている状況を踏まえた基本税率化の必要性等についての質疑が行われている³⁵。

令和5年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する412品目のうち、約9割に当たる376品目については、20年以上現行の制度・税率水準が設定され続けている(図表3)。暫定税率の設定が長期間続き、既に定着していると考えられる場合には、暫定税率を廃止し、同水準の基本税率を設定することについて検討の余地があろう。

取り分け、今回、適用期限の延長が見込まれている航空機部分品等免税制度は昭和26年度から約70年間、加工再輸入減税制度は昭和44年度から約50年間続いている。これらの制度については、特に暫定措置の扱いを見直すべきであろう。

図表3 暫定税率の設定期間別の品目数

設定期間	品目数
10年未満のもの	26
10年以上20年未満のもの	10
20年以上30年未満のもの	364
30年以上40年未満のもの	7
40年以上のもの	5
合計	412

※ 現行の制度・税率水準が設定されてから令和5年1月1日までの期間(年度)を基に集計

(出所) 財務省資料を基に筆者作成

(2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ等をめぐる課題

「令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」(以下「令和4年度答申」という。)では、「加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について、農林水産省に検証を求める」こととされた。あわせて、「加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省においてフォローアップの上、毎年度、同省に報告を求める」こととされた³⁶。

³⁴ 関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局「平成25年度関税改正に関する論点整理」(平25.1.24)

³⁵ 第204回国会衆議院財務金融委員会議録第10号14頁(令3.3.16)など

³⁶ 令和5年度答申においても、ほぼ同趣旨の記述がある。

これを受け、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会は、令和4年度答申への対応の考え方について検討を行った。同部会では、加糖調製品に係る関税改正の要望を引き続き行う必要性、輸入糖と国内産糖のバランス確保、輸入加糖調製品の価格上昇を受けた国産の砂糖に対する支援策、糖価調整制度の持続的な維持による砂糖の生産安定化、国産の砂糖の自給率等の向上と農地の維持等について議論があった³⁷。

令和5年度関税改正に関し、審議会では、糖価調整制度の維持には国産糖製造業者等の合理化努力による消費者負担の低減が必要との指摘があった³⁸。また、砂糖の需要の動向に見合った生産や転作の在り方等に関する問題意識を生産現場に対して精緻に共有する必要があるとの指摘があった³⁹。このほか、安全保障の観点から、さとうきびの産地である南西諸島において、製糖業に関する働き口の確保などにより定住を促進する必要があるとの指摘があった⁴⁰。

加糖調製品については、段階的なT P P 11税率の引下げが予定されていることなどから、今後も暫定税率引下げの要望が予想される。暫定税率の引下げによる政策効果については、毎年度十分な検証を行うとともに、検証結果を関税改正に反映していく必要がある。

(3) 急増する輸入貨物への対応の在り方

越境E Cの拡大等に伴い、通販貨物及びF S利用貨物が急増する中、航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸やF S利用貨物のなりすましによる輸入が問題となっている。しかし、現行の輸入申告項目ではリスクに応じた審査・検査を実施するための有益な情報が十分に得られない。このような状況を踏まえ、令和5年度関税改正では、急増する輸入貨物への対応として、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」、「国内配送先」、「輸入者の住所及び氏名」を追加するなどの措置を講ずることとしている。

令和5年度関税改正に関し、審議会では、事業者の規模等を踏まえたバランスの取れた制度及び運用とする必要性⁴¹、膨大な情報量をどこまで税関でチェックできるのかという問題⁴²等について指摘があった。また、令和4年度関税改正に係る国会審議においては、急増する輸入貨物等への対応として、税関の人員体制を強化する必要性についての質疑があった⁴³。

急増する輸入貨物への対応に当たっては、E Cプラットフォーム事業者等との連携・協力が不可欠であり、連携・協力する事業者等に対する動機付けとして具体的なメリットを整理して示すことも必要となろう。また、F S利用貨物については、新たに追加することとしている輸入申告項目をいかして取引の実態を捉えることで、なりすましや不適切な輸入価格に対する取締りをより効果的に行っていくことが期待される。

³⁷ 農林水産省食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会（令和4年度第1回）（令4.9.9）議事録

³⁸ 関税・外国為替等審議会関税分科会（令4.10.31開催）における村上秀徳専門委員の発言

³⁹ 関税・外国為替等審議会関税分科会（令4.10.31開催）における宮島香澄専門委員の発言

⁴⁰ 関税・外国為替等審議会関税分科会（令4.10.31開催）における金原壽秀委員の発言

⁴¹ 関税・外国為替等審議会関税分科会（令4.10.31開催）における木村福成委員の発言

⁴² 関税・外国為替等審議会関税分科会（令4.11.24開催）における伊藤恵子委員の発言

⁴³ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第8号2～3頁（令4.3.8）など

(4) 知的財産侵害物品の取締りをめぐる課題

令和4年度関税改正により、海外の事業者が郵送等で国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害する物品）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関における取締対象となった。本制度改正は令和4年10月1日に施行された。今後、意匠権に係る認定手続に伴う税関の事務負担の更なる増加が見込まれる⁴⁴。

令和4年度関税改正に係る国会審議においては、模倣品の取締対象拡大に係る上記改正について、消費者への周知の必要性⁴⁵や改正に伴う税関の業務量増大⁴⁶、各国との水際対策の連携体制⁴⁷について質疑があった。一般的に、模倣品は知的財産権の侵害により経済発展の妨げの要因となるほか、医薬品や電気製品など、その使用により健康や安全が脅かされる物品も存在する。政府においては、模倣品の輸入撲滅に向けて、消費者に対する啓発活動の更なる充実強化が期待される。

また、令和4年上半期の知的財産侵害物品の輸入差止は、件数・点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が約7割であり、依然として高い割合となっているほか、ベトナムを仕出しとするものが件数・点数ともに構成比で約1割を占める状況が令和3年以降続いている⁴⁸。知的財産侵害物品の輸入差止件数等が多い国からの輸入品については、輸入貨物が急増している現状を踏まえ、税関の人員体制を強化して審査・検査するなどにより、水際対策を更に強化する必要がある。

(はやし かずき)

⁴⁴ 商標権に関する輸入差止申立てに係る疑義貨物は、既に簡素化手続の対象となっている。

⁴⁵ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第8号2頁（令4.3.8）

⁴⁶ 第208回国会参議院財政金融委員会議録第7号2頁（令4.3.24）

⁴⁷ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第8号13頁（令4.3.8）

⁴⁸ 令和4年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況について、輸入差止件数は、中国が9,131件（構成比72.9%、前年同期比22.2%減）で、ベトナムが1,201件（同9.6%、同15.3%減）であり、輸入差止点数は、中国が278,321点（構成比68.8%、前年同期比21.0%減）で、ベトナムが37,006点（同9.1%、同23.2%減）である（財務省「令和4年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（令4.9.9））。